

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	ネパール王国政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	ネパールの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むネパールの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H16.3.18 カトマンズ で (同日)	日本側 神長善次在ネパール大使 ネパール側 バス・プラサド・アチャリヤ大蔵省次官	H16.9.16 607号
ネパール	食糧援助に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H17.3.31まで	H16.4.23 カトマンズ で (同日)	日本側 神長善次在ネパール大使 ネパール側 バス・プラサド・アチャリヤ大蔵省次官	H16.10.18 676号
ネパール	「万人のための教育」支援のための小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	「万人のための教育」支援のための小学校建設計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 ネパールの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むネパールの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	831,000千円 H17.3.31まで	H16.12.3 カトマンズ で (同日)	日本側 平岡蓮在ネパール大使 ネパール側 バス・プラサド・アチャリヤ大蔵省次官	H17.5.17 278号
ネパール	ネパール王国政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農作物資並びにその輸送及び調達に必要な役務の供与	1,500,000千円 -----	H17.3.7 カトマンズ で (同日)	日本側 平岡蓮在ネパール大使 ネパール側 バス・プラサド・アチャリヤ大蔵省次官	H17.6.17 440号
ネパール	食糧増産援助に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農作物資並びにその輸送及び調達に必要な役務の供与	301,000千円 H17.3.31まで	H17.3.7 カトマンズ で (同日)	日本側 平岡蓮在ネパール大使 ネパール側 バス・プラサド・アチャリヤ大蔵省次官	H17.6.20 449号
ネパール	食糧援助に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H18.3.31まで	H17.5.10 カトマンズ で (同日)	日本側 平岡蓮在ネパール大使 ネパール側 バス・プラサド・アチャリヤ大蔵省次官	H17.6.24 506号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ネパールとの無償資金協力取極一覧

110110

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	シズベリ道路建設計画 (第二工区) のための贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	シズベリ道路建設計画 (第二工区) を実施するために必要な 1. 道路、コーズウェイ (避いつ橋) 及び他の関連施設 の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,588,000 千円 (H17年度 380,000 千円) H18.3.31まで (H18年度 1,152,000 千円) H19.3.31まで (H19年度 1,056,000 千円) H20.3.31まで	H17.6.9 カトマン ズで (同日)	日本側 平岡邁在ネパール 大使 ネパール側 バス・プラサ ド・アチャリヤ大蔵省次 官	H17.7.13 662号
ネパール	「万人のための教育」支援のための小学校建設計画 のための小学校建設計画のための贈 与に関する日本国政府とネパー ル王国政府との間の交換公文	「万人のための教育」支援のための小学校建設計画 を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	581,000 千円 H18.3.31まで	H17.8.16 カトマン ズで (同日)	日本側 平岡邁在ネパール 大使 ネパール側 バス・プラサ ド・アチャリヤ大蔵省次 官	H17.9.2 880号
ネパール	地方都市上水施設改善計画のた めの贈与に関する日本国政府と ネパール王国政府との間の交換 公文	地方都市上水施設改善計画の実施するために必要な 1. 上水施設の改善に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	1,124,000 千円 H18.12.6まで	H17.12.7 カトマン ズで (同日)	日本側 平岡邁在ネパール 大使 ネパール側 バス・プラサ ド・アチャリヤ大蔵省次 官	H17.12.20 1176号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。